

《鷺沼マリーンズ規約》

【第1条】(名称)

この団体は『鷺沼マリーンズ』と称す。

【第2条】(目的)

軟式野球を愛好する少年少女(以下「児童」と称す)に野球を通じスポーツマンシップと思いやりのある児童を育成する事を目的とする。

【第3条】(組織)

1. この団体の趣旨を理解し、所定の手続きを経て入団した児童を団員として構成する。

2. この団体は、代表・監督・事務局・コーチ・保護者会をもって構成する。

* 代表 1名

* 監督 各チーム1名

* 事務局 局長1名

* コーチ 定員を定めない

* 保護者会 世話役1~2名 会計1名

とするが、運営上必要とした場合は「会長」「副」「代行」「補佐」を置くものとし、その場合はコーチ会議で了承を得るものとする。

【第4条】(執行機関)

1. この団体は第3条2項の構成者をもって執行機関とし「コーチ会議」をもって執行機関の会議とする。尚、「コーチ会議」の構成メンバーは、代表・監督・事務局・コーチ・保護者会世話役とするが、議題によっては保護者会世話役を招集しない場合もある。

2. この団体は「コーチ会議」で議決(多数決制)する内容を代表が承認して成立する。

3. 「コーチ会議」は、原則として毎月行うものとするが、急を要する事態や事項が発生した場合は代表もしくは事務局長が構成メンバーに対し「コーチ会議」開催の招集を行うものとする。

4. 「コーチ会議」にて決定した事項で、団員及び保護者に関係する事項については、保護者会世話役を通じて保護者へ通達する。

5. 「コーチ会議」は次の事項を審議する。

① 指導方法

② 団体の運営

③ 各種大会の参加

④ 団体に必要な用具の購入

⑤ 各種行事の要否

⑥ その他団体に係わる事項

【第5条】(総会)

1. 定例総会は、毎年12月の納会後に開催する。

2. 定例総会は、次の事項を報告する

* 指導者:一年間の活動内容と次年度の体制等

* 保護者:一年間の会計報告と次年度の体制等

3. 「コーチ会議」にて決定した事項で、代表が保護者にその内容を報告する必要があると判断した場合、「臨時総会」を開催することができる。

【第6条】(入団資格)

1. 入団にあたっては、代表もしくは入団後に所属するチーム監督が入団の意思表示を受けた後、協議し入団の可否を決定する。

2. 1項にて入団可と判断された後、誓約書・入団申込書を提出する事を必須とする。

【第7条】(会計)

1. この団体の運営資金は、児童の会費ならびに寄付金によって運営される。児童の会費は次の通りとし、集金は原則4ヶ月単位にて行う。

* 入会金 1,500円(卒業時の背番号代含む)

* 会費 2,000円/月(年間24,000円)

* 遠征交通費 500 円/月(年間 6,000 円) 車両燃料代補助として 12 月に対象スタッフへ分配支給する。

但し、スポーツ保険料・スポーツ少年団登録費については、年度更新時に部費とは別に徴収する。

- 途中退団をした場合は、1 項にて納められた費用の返金は行わない。但し、1 項以外の費用で別に決められた目的で積み立て等を行っているものは返金する。(合宿積立金等)
- 会計期間は 1 月 1 日～12 月 31 日とする。
- 団体の必要経費は、事務局長が保護者会役員と調整し、代表の承認を得て支出する。但し、急を要する場合は事後報告もやむを得ないものとする。
- 会計監査は代表が行うものとする。

【第 8 条】(服装・用具)

- 児童は団体で指定するユニホーム(上下)及び帽子、ストッキングを着用する。又、アンダーシャツ・スパイク・ベルトは次の指定色とする。

* アンダーシャツ:袖部が紺色(長袖・半袖共に)

* スパイク:白色を基調としたもの

* ベルト:黒色

但し、試合(公式戦・練習試合)以外の場合は、市販の練習用ユニホームでも差し支えない。

- 児童に必要な用具(ユニホーム類・スパイク・グローブ等)は各自の負担とする。パットについては、団体にて管理しているものがあるので、各自の判断に委ねる。
- ボール・ヘルメット・ネット・ベース・捕手レガース・マスク等は団体にて購入する。

【第 9 条】(移動手段)

- 習志野市内・外へ試合及び練習のために移動する場合は、指導者と保護者の車両にて移動するものとする。但し、鷺沼小学校近郊の場合は、徒歩にて移動する事もある。この時は必ず指導者が同行する。
- 車両にて移動する場合、監督は必要台数を把握し、指導者及び保護者会世話役へ車両の提供及び運転を依頼する。指導者及び保護者は積極的に協力するものとする。又、車両搭乗時はシートベルトの着用を徹底させる。

【第 10 条】(責任)

- 自宅から集合場所と解散場所から自宅までの移動については保護者の責任とし、万一不慮の事故が発生した場合は団体及び関係者は一切の責任は無いものとする。但し、事故発生時は速やかに代表もしくは所属するチーム監督へ事態報告は行うものとする。又保険が適用されるので世話役へも報告する。
- 指導者は、児童が指定場所に集合した後、練習中・試合中・移動中いかなる場合も事故が無いように常時注意し指導する。

【第 11 条】(その他)

この団体に関する者は全員ボランティア精神で無報酬とする。

【第 12 条】(附則)

この規定に定めない事項は、各項を類推適用するか又は「コーチ会議」によって協議し、代表の承認によって決議するものとする。

平成 11 年 1 月 制定

令和 7 年 1 月 改正

以上